

令和元年12月17日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和元年12月17日
開会 10時30分 閉会 11時22分
- 2 場 所 幕別町役場 3階会議室
- 3 出席者 委員長 東口隆弘 副委員長 田口廣之
委員 藤谷謹至 小島智恵 小川純文 中橋友子
議長 寺林俊幸
- 4 傍聴者 15名
- 5 事務局 事務局長 細澤正典 課長 半田健 係長 遠藤寛士
- 6 審査事件および審査結果
 - 1 付託された議案の審査について
 - (1) 議案第78号 幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
 - (2) 議案第79号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例
 - (3) 議案第80号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る関係条例の整備に関する条例
 - (4) 議案第81号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例
 - 2 付託された陳情の審査について
 - (1) 陳情第5号 「日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書
 - (2) 陳情第6号 「日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める意見書」の採択及び関係諸機関への提出に関する陳情書
 - 3 所管事務調査項目について
学校改修計画について具体的に調査することとした。

- 4 各種団体との意見交換会について
委員長、副委員長に一任することとした。
- 5 所管事務調査報告書について
修正等があれば、12月19日(木)までに報告いただくこととした。
- 6 議員派遣結果報告書について
修正等があれば、12月19日(木)までに報告いただくこととした。
- 7 その他
(1) 閉会中の継続審査申し出について

総務文教常任委員会委員長 東口隆弘

◇審査内容

(開会 10:30)

○委員長(東口隆弘) ただ今から、総務文教常任委員会を開会をいたします。ここで諸般の報告をいたします。本委員会の審査中の陳情第7号、幕別町行政区設置条例に関する陳情書につきましては、配布のとおり、12月16日、陳情者から議長に取下げの申し出があった旨の通知がありました。したがって、本委員会での審査は中止となります。

ここで事務局から諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

○事務局長(細澤正典) 12月13日の委員会で提出を要求しました資料が理事者から提出されておりますので、配布いたしております。後ほどご覧いただきたいと思っております。

○委員長(東口隆弘) これで諸般の報告を終わります。これより、議事に入ります。

本日も引き続き、本委員会に付託をされました議案4件と陳情2件の審査となります。それでは1、付託された議案の審査を行います。議案第78号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題といたします。本件は説明、質疑が終了しておりますので、本日は各委員のご意見をお伺いしたいと思います。ご意見のある方は挙手をお願いします。

中橋委員。

○委員(中橋友子) 会計年度任用職員につきましては、地方自治法の改正に伴いまして、今回、条例案が出されました。これまで、問題とされてきました公務員の非正規労働者の待遇改善という視点から見れば、期間が5年間と限定されるという問題を残しております。しかしながら、一時金の支給であるとか、あるいは産休や育休などを含めまして、これまでの臨時職員の待遇よりも大幅に改善される点が、たくさん盛り込まれております。したがって、78号の条例については、改革の一段階だというふうに認識し、受け止めているところです。以上です。

○委員長(東口隆弘) ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(東口隆弘) なければ、議案第78号に対する意見は、以上で終了をいたします。続いて、討論でございますが、反対の討論はございますか。

(なしの声あり)

○委員長(東口隆弘) それでは、反対の討論がないようでありますので、これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第78号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(東口隆弘) 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり、可決をいたしました。なお、本件の報告書につきましては、委員長と副委員長に一任をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長(東口隆弘) では、そのようにさせていただきます。

○委員長(東口隆弘) 次に議案第79号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部

を改正する条例を議題といたします。本件について各委員のご意見をお伺いしたいと思います。ご意見のある方は挙手をお願いします。

(なしの声あり)

○委員長(東口隆弘) 意見がありませんので、以上で終了をいたします。

それでは、討論も省略をいたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長(東口隆弘) それではこれより採決をいたします。

議案第79号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(東口隆弘) 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決をいたしました。なお、本件の報告書につきましては、委員長と副委員長に一任をしていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長(東口隆弘) それでは次に議案第80号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る関係条例の整備に関する条例を議題といたします。本件について、各委員のご意見を伺いたいと思います。

ご意見のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声あり)

○委員長(東口隆弘) ご意見がないようですので、以上を持って意見は終了をいたします。

続いて、討論を行いたいと思いますが、討論はございますか。

(なしの声あり)

○委員長(東口隆弘) それでは、討論は終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第80号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る関係条例の整備に関する条例は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(東口隆弘) 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決をいたしました。なお、本件の報告書につきましては、委員長と副委員長に一任していただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長(東口隆弘) それでは、そのようにさせていただきます。

では、次に議案第81号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例を議題といたします。本件について、各委員のご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方は挙手をお願いします。

小川委員。

○委員(小川純文) この議案第81号でありますけれども、この中には関連するなかで、幕別町行政区設置条例というものが非常にこの81号の中におきまして、今回の改正が国の方からも、以前からもこの地方公務員法の改正は、国の方からも明記されていたわけであり

ますけれども、今回の改正にあたって、内容の精査が進んでいないという状況にある部分もあるのではないかなというふうに非常に感じているところがございます。これにつきましては、町も行政区設置条例、俗に言う、公区の設置の状況の対応でございますけれども、これについても、今後、目途を持ってスケジュールを示しながらある程度、検討を早急に進めてもらわないとこの問題については以前からもいろいろな角度でご意見がある問題でございますので、そのような取組をできればお願いするようなかたちに持っていったらどうかというふうに私は思います。以上です。

○委員長（東口隆弘） ほかに意見はございますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） これまでの幕別町の行政区設置条例、つまり公区制度については、この委員会でも再三申し上げてきましたように、幕別町の行政区のあり方、公区のあり方、議会でも回を重ねて議論をしてきたところでもあります。今回の提案は、従来どおりの行政区を設置するという81号の趣旨でありまして、ただそこには、公区長が今まで、特別地方公務員になっていたものが外されるとか、私人となるというようなことが含まれております。それで、そういったことそのものについての問題も感じるころではありますけれども、しかし、これまで続けてきた行政区っていうのを断ち切るということには法改正があった以上、私はならないだろうなというふうに思っています。その上で続けるということであれば、ただ今、小川委員からもお話がありましたように、一定の期間を区切って、まあ、理事者側は3年って言いましたけれどもね、それよりも、本当に手前に引いて、この問題について、これまで議会で問題になった点を深めた議論をし、良い方向に向けていただくということを委員会の意思としてね、附帯って言いますかね、そういうことを思いを述べてね、認めていくという方向なんだろうなと思います。この間、行政区が設置されて60年ではありますが、様々な地域住民のニーズは変わってきております。公区に対する思いだとか、地域に対する位置付けもある意味、希薄になっているところもたくさんあります。そういう点で、今の制度で悩みを抱えていられる行政区に関わる町民の方たちが多数いらっしゃることも事実です。そういうことも本当に含めていただいて、意を用いて、81号の実施については、あたっていただきたいということを重ねて申し上げます。以上です。

○委員長（東口隆弘） ほかにご意見はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 以上で、意見は終了をさせていただきます。

続いて、討論を行います。原案に対する反対の討論はございますか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） それでは、ないようなのでこれで討論を終わらせていただきます。

これより、採決をいたします。議案第81号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例は原案のとおり、決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） それでは異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決をいたしました。なお、本件の報告書につきましては、委員長、副委員長に一任をさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（東口隆弘） それでは、そのようにさせていただきます。

○委員長（東口隆弘） 田口副委員長。

○副委員長（田口・之） ただ今、可決されました議案第81号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例に対して、委員会として附帯決議を付すことを提案したいと思います。

○委員長（東口隆弘） 暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（東口隆弘） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。ただ今、議案第81号に対し、田口副委員長から附帯決議案が提出をされました。会議規則第14条第3項による委員会からの議案提案ということでもあります。田口副委員長からの趣旨の説明を求めます。田口副委員長。

○副委員長（田口・之） 議案第81号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例に対する附帯決議。

議案第81号により一部改正される「幕別町行政区設置条例」は、昭和32年に制定され、本条例に基づく行政区(公区)制度は、地方自治の本質要素である住民自治を築くための役割を果たし、町行政の効率的な運営に寄与してきた。

しかしながら、変貌する社会情勢の中で、住民意識の多様化などにより地域に対する愛着心が薄れ、自治組織に加入しない世帯が増加していることや高齢化に伴う役員のなり手不足などの課題が表面化し、これまで議会でも指摘しているところである。

今回の条例は、地方公務員法の改正により、特別職非常勤職員として位置付けられていた「公区長」が、任用の厳格化により該当しなくなることに伴うものであり、行政区制度が抱える課題解決に向けた視点はなく、町民の意見を聴き、時代にあった制度への見直しを求める町民からの要望に応えるものとはなっていない。

よって、「行政区制度」が抱える課題解決とともに、地域コミュニティによるまちづくりの今後の方向性を示すため、町民や関係団体等の意見を十分に聴取し、「行政区制度」のあり方の検討が必要であり、下記の事項に留意し早期にかつ精力的に取り組まれるよう、強く求めるものである。

記

1、行政区制度のあり方の検討に向けたスケジュールを議会に早期に提示すること。

2、行政区制度のあり方の検討については、町民の理解が十分に得られる取組を講じること。

3、行政区制度のあり方の検討の取組状況について、適宜、議会に報告すること。

以上、決議する。

以上です。

○委員長（東口隆弘） ただ今、説明がございました。附帯決議案について、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第81号にお手元に配布の附帯決議を付することに、決することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配布の附帯決議を付することに決定をいたしました。

○委員長（東口隆弘） これより2番、付託された陳情審査を行います。

陳情第5号、日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。本件については改めて、各委員のご意見をお伺いいたします。ご意見のある方は挙手をお願いします。

小島委員。

○委員（小島智恵） 陳情第6号も同じような趣旨の陳情でありますけれども、過去の同類の陳情を不採択にしております。整合性、統一性を図るという意味で、そういう必要があるのではないかというふうに思っております。沖縄が良くて、帯広はダメでは都合がよすぎるのではないのでしょうか。国防に関する負担リスクは国民等しく負うべきだというふうに思います。北朝鮮ミサイルの脅威、中国の覇権主義という近隣諸国の情勢を鑑みまして日米共同訓練、日米同盟による抑止力、国防安全保障上の観点が最も重要であるというふうに考えます。よって、危険なオスプレイにつきましてはリスクを最小限に抑えていただき、住民生活への配慮も十分に行ったうえで、日本の国、生命安全、財産を守るために取り組んでいかれることが、大事だというふうに考えております。以上です。

○委員長（東口隆弘） ほかにございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 陳情に関わりまして、考え方を申し上げます。この陳情書につきましては、来年の1月の22日から2月の8日までの期間、国内、北海道内で米海兵隊と共同訓練が行われるノーザンヴァイパーと言われておりますけれども、その実施に関わりまして出されてきた陳情であると受け止めます。オスプレイの危険性につきましては、前回の委員会に参考人の方から、るるご説明をいただきましたけれども、造られましてから30年以上経過しておりますが、この間、死者が総勢で分かっているだけでも56人、失礼いたしました。43人。それから負傷者が20人を超えております。この間の事故は数々あることが申されましたけれども、欠陥機であるということに対する危機感から陳情が出されているということをお認めしたいと思います。なぜ、欠陥機というふうに言われるのかと言いますとヘリモードから飛行機に切り替えられるという輸送機というのは、このオスプレイだけありますけれども、そのモード切替のときの無理がたたるというような、押さえ方でよいのではないかと思うのですが、離発着、直立から水平に行くときに事故が起きていると。そこは改善されていない、30年経った今も改善されないということが、特別大問題であり、そのことによって死亡者が多数でてきているということでもあります。この陳情につきましては、共同訓練であるとかそういうこと、そのものを否定するというものでありません。国防そのものについて触れているものではありません。だから、そこは押さえる必要があると思います。4年前の陳情の決定のことについて、ただ今、意見がありましたけれども、その後、変化をいたしまして、ことしの6月には日米地位協定の意見書をこの幕別町からも上げております。この地位協定っていうのは、危険な訓練をどの地域でも行ってほしくないという全国自治会、そして、北海道議会、また市町村では176の市町村が上げている。国防をお認めながら、訓練をお認めながら、しかし、地位協定の中に定めている米軍の意のままに行える訓練というのはやめてほしいということでもあります。これが直近の決議でありますから、これは重たいものだというふうに思います。今回の陳情はその地位協定の決議の流れに沿ったもの。もう1点申し上げれば、深く言えば、北海道でやって、沖縄で、北海道でやらないで沖縄でやっていいというものではありません。地位協定は、どこの地域になっても人命尊重でいかなければダメなんだと。つまり、欠陥機などに対する警告も含まれているというふうに考えます。したがって、この陳情は来年早々、北海道で行われるということを受けて、認め、陳情の趣旨というのはよく理解できる中身であります。

以上です。

○委員長（東口隆弘） ほかにございませんか。

意見が出尽くしたようであれば討論に入りたいと思いますが、原案に反対する討論はございますか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） この陳情に対する反対討論を行います。日米安保条約に基づく、日米安保体制は日本の安全保障の基軸であると考えます。日本を取り巻く安全保障環境が現在、隣国のミサイル等の発射訓練等、厳しさが増す一方、日米同盟の強化は日本の安全の確保にとってこれまで以上に重要と考えます。また、国際テロ、海賊行為など、一国でも対応が極めて困難なグローバルな安全保障上の課題が数多く存在しておりまして、関係諸国は平素から協力することが重要であると考えます。日米の親密な協力関係は日本がこのような課題に効果的に対応していく上で重要な役割を果たしております。また、今回のノーザンヴァイパー日米共同訓練は沖縄の普天間飛行場の負担軽減にもつながることから、またオスプレイは災害における人命救助の活用の側面も期待されることから、国民の安全、財産を守る上での訓練は必要かと考えております。よって、陳情にあります日米共同訓練の規模縮小とオスプレイの参加中止を求める意見書については反対とさせていただきます。

○委員長（東口隆弘） ほかに反対討論はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） それでは次に賛成討論はありますか。

○委員（中橋友子） この陳情に対する賛成の討論を行いたいと思います。軍事的な行動によって、国民の安全が守られるという時代はだんだん遠のいてきていると思います。日米安保体制のもとで、この間、軍事訓練が行われてきておりますが、これは本来、アメリカの基地で行うべき訓練が日本に上陸、しかも沖縄に限らず、首都東京、そして今回は北海道というふうに拡大されてきています。このことは、日本国民の生命の危機、訓練そのものが危機に陥っているという状況は否めません。申し上げれば、今、北朝鮮の問題、あるいは中国、ロシアと様々な国交間の不和があり、ミサイルの発射なども行われていて、危機感というのが、報道されているところでもあります。しかし、今回、アメリカと北朝鮮が話し合いで、この間、一定の静止期間があったように、この問題の解決というのは軍事訓練で解決できる、軍事的な大砲でできるということではなく、話し合いによって解決ができるんだということを示してきていると思います。つまり、訓練は必要ないということになるかと思えます。もう一つ申し上げれば、直近で国境なき医師団でありました中村さんが亡くなりました。アフガンの地でペシャワールの会の方で大変、日本国民に大きな衝撃を与えました。この方は、戦闘がまさに行われている地域に無防備で出向き、そして、平和の戦士という意味で武器を取らないで説得をし、わからせて、互いに殺し合う、破壊をし合うということをなくしましょうと。そして、命を守るということはその地域で暮らせること、住むことができるという環境を作ることだと言って、かんがい対策など多くの貢献を行って知らされているところです。こういった時代に入ってきていることを思えば、今、この北海道の自然豊かな農業が基幹産業であり、たくさんの畜産農業もあり、そういうところに様々な影響を与えるような訓練は行うべきではないということで、この陳情については賛成いたします。

○委員長（東口隆弘） ほかに討論はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） なければ、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

陳情第5号、日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書の提出を求める陳情書について採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

- 委員長(東口隆弘) 起立少数でありますので、日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書の提出を求める陳情書については不採択とすることに決定いたします。なお、本件の報告書につきましては、委員長、副委員長に一任をしていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(よいの声あり)

- 委員長(東口隆弘) それでは、そのようにさせていただきます。
- 委員長(東口隆弘) 次に陳情第6号、日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める意見書の採択及び関係諸機関への提出を求める陳情書を議題といたします。

それでは、本陳情について、改めて各委員のご意見をお伺いいたします。ご意見のある方は挙手をお願いします。

小島委員。

- 委員(小島智恵) 先ほども陳情は、帯広駐屯地というところで明文化はされているのですけれども、意見としては同じ思いを持っております。以上です。
- 委員長(東口隆弘) ほかにご意見はございませんか。

中橋委員。

- 委員(中橋友子) 今回の報道によりますと、陸上自衛隊合同訓練、日米合同訓練につきましては、北海道の千歳空港というところが重要視されているやに報道されています。しかし、全体の詳細については、これは軍事的なこともあり公表されていないというのが現実であります。したがって、帯広が使われないという危険性というのは全く解消されているというふうに断定はできないというところがあります。北海道でやられる以上はどこを飛んでくるかわからないということでもありますから、この陳情につきましては、先ほど意見申し上げましたけれども、同じ思いで賛成いたします。
- 委員長(東口隆弘) ほかに意見はございませんか。

(なしの声あり)

- 委員長(東口隆弘) 意見が出尽くしたようでありますので、続いて、討論に入ります。陳情に反対する討論はありますか。ありませんか。

(なしの声あり)

- 委員長(東口隆弘) 反対に対する討論がないようですので、討論は以上を持って打ち切りをさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

- 委員長(東口隆弘) 小川委員。

- 委員(小川純文) 反対討論よろしいでしょうか。

- 委員長(東口隆弘) どうぞ。

- 委員(小川純文) この陳情でございますけれども、今、帯広駐屯地ということでありまして、先般、帯広市の中でも論議がされているなかにおきましても、地域の駐屯地と連携を取ったなかでやっていきたいという意見書も出されている背景もございますし、駐屯地の方からも、市民に説明があるのは当然というなかでのコメントも受け取れるようにお聞きしております。よって、まだこの帯広駐屯地を使用するという事はかなりのなかで、ないのではないかとこのなかにおきましては今回、この陳情書については不採択とい

うことが適当ではないかというふうに反対の討論をさせていただきます。以上です。

○委員長（東口隆弘） ほかに反対討論はありませんか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 私も先ほどの陳情で申し上げましたけれども、この陳情、説明を受けましたけれども、この陳情の趣旨の中に帯広駐屯地の補給地点というのが、中心の陳情でございますから、報道等を受けて、帯広を現在使わないという報道がありますように、この陳情は仮定を、帯広を使うところの陳情でありますことから、私はこの陳情に関しては反対させていただきます。

○委員長（東口隆弘） ほかに反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） ないようですので、次に賛成の討論はございますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） この陳情は3点に渡りまして、陳情されているところでもあります。ただ今、反対討論にありました帯広が使われないのではないかということは括弧1のところに示されています。12月の13日の日に地元紙で報道されている中身を見ますとオスプレイの補給拠点は先ほども申し上げましたように、千歳基地が中心になるだろうということでもあります。しかし、あくまでも予定となっています。予定。したがって、先ほど申し上げました、全く可能性がなくなったと、帯広使う可能性はなくなったということではありません。したがって、その点で申し上げておきたいと思えます。括弧2につきましては、そういうことでもありますから十勝の上空も飛ぶ可能性があるよということでもあります。一番の危険性は写真の資料で示されているように、小中学校たくさんありまして、高校、大学には特に幕別町からもたくさんの生徒さんが通っているということを申し上げておきたいと思えます。さらに、ここの危険性の問題では、オスプレイっていうのは物凄い低空の飛行もおこなっていくということでありましてね、騒音というのが甚だしいものがあるということでもあります。地上高さ76から152の間を飛ぶということでもありますけれど、その音は大型重機を使って、工事をしているところの耳元に響くような音、あるいは地下鉄の窓を開けたりとか、いろいろ書かれていますけれども、そのくらい大きい音だということでもあります。つまり、人間はもちろんでありますが、多くの畜産の農家で飼育されている家畜への影響なども心配されるというのは、そのとおりだというふうに思えます。そして、最後に日米地位協定の意見書を上げていますよと、このことの内容については、先ほど第5号で申し上げたとおりであります。したがって、この陳情の趣旨については、賛同いたします。賛成です。

○委員長（東口隆弘） ほかに賛成討論はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） なければ、これで討論を終わります。

これより採決をいたします。陳情第6号、日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める意見書の採択及び関係諸機関への提出に関する陳情書については採択することにご異議はございませんか。

○委員長（東口隆弘） 失礼しました。先ほど、討論がございまして、賛成討論、反対討論がございましたので、これより採決をいたします。

陳情第6号、日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める意見書の採択及び関係諸機関への提出に関する

陳情書について採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

- 委員長（東口隆弘） 起立少数でありますので、日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める意見書の採択及び関係諸機関への提出に関する陳情書については不採択とすることに決定をいたしました。なお、本件の報告書につきましては、委員長、副委員長に一任をしていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(よいの声あり)

- 委員長（東口隆弘） そのようにさせていただきます。以上で、本委員会に付託をされました議案および陳情の審査は終了いたしました。本委員会のインターネット中継を終了をいたします。

(暫時休憩)